

事務連絡
令和2年5月15日

保護者 各位

守口市こども部子育て支援政策課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
もりぐち児童クラブ入会児童室の取扱い等について(令和2年5月15日時点)

平素から本市こども施策にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただき、真にやむを得ない事情により利用される場合につきましても、必要最低限の時間のみの利用としていただくよう、ご協力をいただきありがとうございます。

表題の件につきまして、下記の通り通知いたします。

記

1 入会児童室の利用について

もりぐち児童クラブ入会児童室については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく大阪府からの利用自粛の要請が継続されていることから、引き続き、家庭で監護が可能な場合は、利用を控えていただき、真にやむを得ない事情により利用される場合につきましても、必要最低限の時間のみの利用としていただくようお願いいたします。

2 利用自粛の要請の期間

令和2年5月31日(日)まで(変更なし)

3 その他留意事項

- ・毎朝健康チェックを必ず行ってください。「発熱等の風邪症状が見られるとき」や「解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで」は、利用することができません。また、発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておいてください。
- ・可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ・規定に基づき、令和2年5月分についても利用者負担金の特例減免が適用されます。

※上記については、現時点での対応であり、今後状況により変更する可能性があります。

【お問い合わせ先】

子育て支援政策課

電話 06-6992-1647